

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和3年4月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第4 議案第2号 農地法第3条の許可申請について
第5 議案第3号 農地法第4条の許可申請について
第6 議案第4号 下限面積(別段面積)の設定について
第7 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第1回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に8番山下委員、9番瓜田代理にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので山下委員、瓜田代理を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告はありますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第12回総会以降の経過報告になります。4月15日令和3年度上川地方農業委員会連合会総会と令和3年度北部上川農業委員会協議会総会が旭川市で開催されております。藤本会長、山崎局長が出席しました。26日本日、第1回美深町農業委員会総会です。第1回総会以降の予定です。行事は特にありません。第2回美深町農業委員会総会ですが、通常ですと5月25日になりますが、田植えの時期と重なるころかと思えます。いかがでしょうか。

(日程調整)

藤本会長 | それでは、第2回総会は5月20日に開催します。報告は以上です。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございますか。

藤本会長 | なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長 | <日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに、整理番号1番を説明しますので、3番佐藤委員ご退席く

ださい。

(3 番佐藤委員退室)

藤本会長 事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 3 ページをお開きください。
議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条規定により、美深町長より決定を求められた令和 3 年第 1 号農用地利用集積計画について審議を求めます。
整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 4 月 27 日から令和 13 年 4 月 26 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸新規になります。
説明以上です。

藤本会長 整理番号 1 番について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、整理番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
続きまして、整理番号 2 番を説明いたしますので、6 番神野委員ご退席ください。

(6 番神野委員退室)

(3 番佐藤委員入室)

藤本会長 事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 整理番号 2 番について説明いたします。
整理番号 2 番、貸主、字〇△条〇△丁目△番地△△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、△ページまで続きますが、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△. △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 6 月 30 日から令和 9 年 6 月 29 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸継続です。説明以上です。

円、賃貸新規です。別紙参考資料をご覧ください。参考資料表面になります
が、上の図は、今回の農地賃貸の場所になります。場所は〇〇〇〇〇等がある
〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になりして、下の図は、賃貸する農地の拡大図にな
ります。青枠はそれぞれの地番全体で、赤枠が今回賃貸する場所となります。
△△-△と△△-△の一部を賃貸します。説明は以上です。

| | |
|-------------|---|
| 藤本会長 | 整理番号 3 番から 8 番について審議願います。 ご質疑、ご意見を賜ります。 |
| 3 番 佐藤委員 | はい、3 番。 |
| 藤本会長 | はい、3 番。 |
| 3 番 藤本会長 | 3 番佐藤です。6 番ですが、利用権設定の内容が田となっているのですが、畑 ではなくて田でいいのですか。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | 利用権設定の内容ですが、現況を記載しておりまして、実際こちらの方畑と して利用していますが、まだ農家台帳の変更が間に合っていないところから田 として表記しています。 |
| 3 番 佐藤委員 | わかりました。 |
| 藤本会長 | 他にありませんか。 |
| 9 番 瓜田代理 | はい、9 番。 |
| 藤本会長 | はい。9 番 |
| 9 番 瓜田代理 | 9 番瓜田です。最後にご説明いただきました整理番号 8 番の参考資料の拡大 図面の斜め実線が入っているのですが、これの南側はどういう取り扱いにな るのですか。△△-△と△△-△の一部という理解していいのか。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| ふ | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | こちらは△△-△と△△-△、青枠で囲ってあるところが 1 筆になりまして、 その中の一部分の赤枠で囲ってあるところだけを賃貸することになっており ます。残りの部分につきましては、そのまま〇〇さんが耕作することを伺っ ております。 |
| 9 番 瓜田代理 | はい、9 番。 |
| 藤本会長 | はい、9 番。 |
| 9 番 瓜田代理 | この斜め線の意味は何かあるのか。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |

| | |
|-------|--|
| 村田副主幹 | この斜め線は地籍図の線になります。今回賃貸するところだけ地番を入れて、青枠で囲みましたが、他の地番が表示されていないのでわかりにくくなってしまったようで、もう少しわかりやすくしたいと思います。 |
| 藤本会長 | 他にございませんか。 |
| 藤本会長 | ご質疑等がないようでありますので、整理番号 3 番から 8 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) |
| 藤本会長 | 全員賛成です。 よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。 |

◎日程第 4 議案第 2 号

| | |
|-------------|---|
| 藤本会長 | <日程第 4>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | それでは、7 ページをご覧ください。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、19 ページまで続きまして、外△△△筆、合計△△△筆、合計面積△, △△△, △△△㎡の内△, △△△, △△△㎡の使用貸借です。小作料は使用貸借ですので無償、期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、権利移転の理由は、貸主、借主ともに法人へ移行するためです。貸主も構成員となりまして〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ農地を地用貸借します。貸主が所有する農地全て使用貸借しますが、〇の飼育を貸主個人で行うことから賃貸している農地は引き続き貸主が借り経営を行うこととなっております。説明は以上です。 |
| 藤本会長 | 議案第 2 号について審議を願います。 ご質疑、ご意見を賜ります。 |
| 7 番 杉田委員 | はい、7 番。 |
| 藤本会長 | はい、7 番。 |
| 7 番 杉田委員 | 7 番杉田です。ここにある〇〇〇さんの記載してある土地は、所有だから本人の所有している土地ですね。賃貸は本人がこれからも引き続き管理するかたちでしょうか。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | 〇〇〇さんが所有する農地を使用貸借で〇〇〇〇へ貸して、賃貸している農 |

| | |
|-------------|--|
| 7 番 杉田委員 | 地は引き続き〇〇〇〇〇さんが賃貸して〇の飼育を行うこととなっております。 |
| | ありがとうございます。 |
| 藤本会長 | 他にございませんか。 |
| 藤本会長 | ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員の挙手あり) |
| 藤本会長 | 全員賛成です。 よって、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。 |

◎日程第 5 議案第 3 号

| | |
|-------|---|
| 藤本会長 | <p><日程第 5>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で参与することができない議員がおります。5 番加川委員ご退席ください。</p> <p>(5 番加川委員退室)</p> |
| 藤本会長 | 事務局より説明願います。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | <p>それでは 20 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条の許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。</p> <p>整理番号 1 番、土地所有者、転用者ともに、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡の内△△△㎡の自己転用です。転用の目的は直売所の建設、転用の理由は自己が生産した農作物を販売する直売所を開設するが、既存の宅地内では設置する場所が無いため隣接している当該地を申請するです。計画の内容は、直売所で建築面積△△、△△㎡、所要面積△△△㎡、駐車場の所要面積△△△㎡、作業場・通路として所要面積△△△㎡、合計建築面積△△、△△㎡、合計所要面積△△△㎡、工事計画期間は許可日から令和 3 年 10 月 31 日までです。別紙参考資料裏面の 2 ページをご覧ください。上は今回せっちする場所となりまして、〇〇△△線の自宅前を今回転用します。下は配置図になります。住宅の前に駐車スペースと直売所を設置する計画になっております。説明は以上です。</p> |
| 藤本会長 | <p>議案第 3 号について審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見を賜ります。</p> <p>(「なし」という者あり)</p> |
| 藤本会長 | ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 |

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。

藤本会長 よって、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

(5 番加川委員入室)

◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長 <日程第 6>議案第 4 号下限面積の設定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは 21 ページをお開きください。
議案第 4 号下限面積（別段の面積）の設定について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定の可否について審議を求めます。
1. 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）について、次のとおり設定する。地域は美深町全域です。下限面積は 2 ヘクタール、別段の面積は設定しない。別段の面積を設定しない理由は、2015 農林業センサスにおいて、美深町内の農家で 2 ヘクタール未満の農地を耕作している農家が全農家戸数の 4 割を下回っているため、別段の面積は設定せず、下限面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールとする。昨年 2020 農林業センサスを行っていますが、結果はまだまとまっていないため、2015 農林業センサスの結果を用いています。美深町の 2ha 未満の農家戸数は 6 割にはなっておりませんので、別段の面積は設定せず、農地法に規定のある北海道の下限面積 2ha を設定します。下限面積はどこに影響があるかといいますと農地法第 3 条で行う農地の賃貸、売買におきまして取得した農地と経営している農地が 2ha を超えないと農地の取得はできません。ただし、農地利用集積計画での農地の取得等を行う場合は、法律が違うため下限面積の要件は適用されません。別段の面積を設定する場合がありますが、担い手不足や遊休農地が深刻となり、別段の面積を設定することで新規就農者などの参入を促すときなどに設定することになります。説明以上です。

藤本会長 議案第 4 号について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号下限面積の設定については、原案のとおり可決決定されました。

◎日程第7 その他

| | |
|------------|--|
| 藤本会長 | <日程第7>令和3年度美深町農業委員会活動計画(案)を事務局より説明願います。まず、その前委に各小委員長から活動計画について報告願います。 |
| 6番 神野委員 | はい、6番。 |
| 藤本会長 | はい、6番。 |
| 6番 神野委員 | 6番神野です。農地小委員会の活動について報告します。1農用地の確保・調査活動、(1)農用地利用状況調査の実施、8月に実施します。(2)全町農作物生育調査の実施、9月に実施します。2農地等の利用の最適化、(1)農地の意向把握と担い手への利用集積の促進、(2)無断転用及び無許可の賃貸借の解消、3の内にかかる指導相談活動、(1)農地及び的確な経営移譲についての指導相談活動、(2)相続届け出義務等の周知、例年通りおおぞら22号に掲載したいと思います。(3)無断転用防止の指導監視。 |
| 7番 杉田委員 | はい、7番。 |
| 藤本会長 | はい、7番。 |
| 7番 杉田委員 | 7番杉田です。農政小委員会の活動を報告します。1関係行政機関等への意見交換活動、(1)令和4年度農業振興施策に関する意見書の提出、(2)美深町農業関係機関等との意見交換会の開催、2農業制度に関する情報提供、啓発活動、(1)農業委員会だより「おおぞら」第22号の発行、(2)農業者年金制度の加入促進と年金相談活動、(3)全国農業新聞購読者の普及推進、(4)環境整備に関する啓発及び指導活動、ア農業用廃プラスチック及び家畜排せつ物等の定期処理の啓発及び指導、イ環境と調和し安全で高品質な農産物づくりを目指すクリーン農業の推進、3担い手育成支援活動、(1)家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進、(2)美深町農業後継者育成推進協議会事業の協力、4農業委員先進地視察(道内)の企画実施、5鳥獣被害対策の推進です。 |
| 村田副主幹 | はい、副主幹。 |
| 藤本会長 | はい、副主幹。 |
| 村田副主幹 | 各小委員会委員長から活動計画の発表をいただきまして、それを踏まえまして今年度の農業委員会活動計画を提案させていただきます。読み上げて提案とさせていただきます。令和3年度美深町農業委員会活動計画(案)、1活動目標、美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地位に根ざした美深農業の発展を目指す活動を推進する。2活動計画、(1)担い手への農地の利用集積・集約化の推進、①農業経営基盤協が促進事業の活用を積極的に進め適正な運用に努める。②農地の集積については、認定農業者の経営安定を最重点に取り組む。③農地の流動化を図るため、営農集団内に組織する農用地利用調整委員会、農業関係機関との情報交換を密にし、利用調整等に当たる。④町と連携して農地中間管理事業の業務推進に協力する。⑤農地利用状況調査を実施し、農地の有効利用を推進する。⑥農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う。⑦農地税制の関係事務について適正な指導を行う。⑧現地調査を実施する。(2)担い手育成対策の推進、①農地 |

と担い手対策を中心とした地域の世話役としての活動を行う。②魅力とやりがいのある農業経営の確立をめざし「家族経営協定」の普及、及び締結内容の見直しについて推進する。③農業後継者育成推進協議会と連携を図り、グリーンパートナー対策を推進する。④農業実習生等受入れに対する支援活動を推進する。⑤新規就農者に対し必要に応じ相談指導を行う。(3) 地域農業振興対策の推進、①生活環境の整備啓発活動を行う。農業用廃プラスチックの適正な処理を推進する。家畜排せつ物の適正な処理及び環境整備の指導を行う。鳥獣被害対策について推進する。②生育調査の実施、全町農作物生育調査を実施する。③農業振興施策に関する意見書を提出する。(4) 情報活動の推進、①美深町農業委員会だより「おおぞら」を発行する。②全国農業新聞の購読者拡大に向けて普及推進する。③農業者年金加入の推進、及び年金相談を行う。(5) 農業員会体制の整備充実、①農業委員会総会を開催する。②農地・農政各小委員会を開催する。(6) 農業委員・事務局職員の資質の向上、①各種研修会に参加する。②先進地視察研修を企画実施する。以上となります。

藤本会長 令和3年度美深町農業委員会活動計画(案)について並びに小委員会説明についてご質疑等がありましたらお聞かせください。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、令和3年度美深町農業委員会活動計画については原案のとおり可決し、1年間活動を進めてまいります。

藤本会長 他に委員のみなさまから何かございませんか。

藤本会長 事務局から何かございますか。

◎閉会宣言

藤本会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第1回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後2時15分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 8 番

⑩

署名委員 9 番

⑩